

令和4年第3回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和4年9月13日

1. 招 集 の 場 所 第3委員会室

1. 開 会 令和4年9月13日

午前8時57分

1. 閉 会 令和4年9月13日

午後2時36分

1. 出 席 委 員

委員長 河野 清一

副委員長 加藤 美香

委員 佐藤 恒夫

委員 小玉 忠重

委員 源 正樹

委員 中村 敬治

1. 欠 席 委 員

な し

1. 出 席 説 明 員

総務部長 山住 哲司

政策企画部長 宇都宮明彦

消防本部消防長 酒井 広一

教育部長 宇都宮 裕

会計管理者 三瀬 功

野村支所長 大森 寿和

総務課長 兵頭 章夫

税務課長 宮中 英希

財政課長 安岡 克敏

まちづくり推進課長 長野 静香

政策推進課長 原井川英一

消防署長 大西 信介

消防総務課長 宇都宮憲治

防災課長 山本 清久

教育総務課長 山崎 徳博

生涯学習課長 竹内 克之

スポーツ・文化課長 浅井 裕史

総務課長補佐 大崎 伸一

総務課長補佐 岡本 夕佳

野村総務課長補佐 和氣 伸二

税務課長補佐 源 琢哉

財政課長補佐 沖野 貴洋

政策推進課長補佐 末盛 桂子

政策推進課室長 上甲 宏之

教育総務課長補佐 土居 靖史

生涯学習課長補佐 佐藤陽一郎

スポーツ・文化課長補佐 高木 邦宏

会計課長補佐 板倉 公三

総務課係長 兵頭 栄治

選挙管理委員会係長 森岡 光雄

まちづくり推進課係長 宇都宮弘志郎

政策推進課係長 清家 祐一

政策推進課係長 山村 正志

消防総務課係長 兵頭 英樹

教育総務課係長 薬師寺ふみ

教育総務課係長 中井 圭介

生涯学習課係長 柿原 稔広

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

議案第89号 C A T V整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について

議案第90号 西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について

議案第91号 西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第92号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第93号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第94号 令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）

議案第95号 令和4年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議案第100号 西予市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第101号 令和4年度西予市一般会計補正予算（第5号）について

請願第1号 山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前8時57分

○加藤副委員長

これより、令和4年度第3回定例会総務常任委員会を開会いたします。開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○河野委員長

委員長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

次に、山住部長より挨拶をお願いします。

○山住総務部長

山住総務部長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。

発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。

それでは、これよりの進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○河野委員長

それでは、総務部の審査を行います。

議案第91号「西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

それでは、議案第91号「西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、昭和42年度に建設され老朽化の激しい野村支所庁舎を野村公会堂跡地へ新築移転することに伴い、野村支所の位置を定める本条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

見てみると住所の変更等ぐらいかなと思うんですが、野村支所移転をされるということで、タイムスケジュール等が分かっているようだったら詳しく説明を願ったと思います。

○兵頭総務課長

野村支所に関する御質問につきましては、本日、大森支所長が来ていただいておりますので支所長から回答させていただきます。

○大森野村支所長

タイムスケジュールですが、本日、西予市の完了検査を受ける予定となっております。その後、什器類、また情報設備等の移設を行いまして、10月19日に落成式を行いまして、10月24日に開所式を行う予定としております。

以上でございます。

○佐藤委員

市役所以外にも、ほかの銀行とか警察あたりが入られるように聞いておるんですが、そういったところの部分についてはどんなでしょう。スケジュール的には、どのタイミングで入るとかっていうのは分かっているようだったら説明をお願いします。

○大森野村支所長

市役所と同様に各機関とも、今後、情報設備また什器類の移設がありますので、西予市の支所と同じスケジュールで開所いたします。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第91号「西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員であります。当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時7分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前9時8分）

それでは、次に、議案第93号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第93号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説

明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い本条例の一部を改正するもので、事前に参考資料を送付させていただいておりますので御確認いただけたらと思います。

改正内容としましては、主に男性職員の育児休業等の取得について柔軟性を持たせるもので、主なものを抜粋して説明いたしますと、資料の1ページになりますが、正職員、常勤職員で言いますと、出生日から57日以内に取得可能な産後パパ育休や、子の3歳の誕生日の前日まで取得可能である育児休業が、改正前では、取得回数がそれぞれ原則1回のみであったものが、改正後は、それぞれ原則2回まで取得可能となります。

次に、資料3ページ目の会計年度任用職員などの非常勤職員につきましては、先ほど正職員で申しました産後パパ育休及び育児休業の取得回数制限の緩和に加えて、産後パパ育休を取得する際の要件については、子が1歳6カ月に達する日までに引き続き採用または更新の見込みとされていたものが、子の出生の日から57日間の末尾から6カ月を経過するまでに、引き続き採用または更新の見込みに緩和されますし、資料の4ページ目ですが、保育所などに入れないとか、そういう特別な事情がある場合に認められるもので、子が1歳以降に取得することができる育児休業につきましても、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合は柔軟な取得が可能となります。そのほかにも、当条例の関係規則で整備しているものですが、資料2ページ及び4ページにございます正職員及び非常勤職員ともに、配偶者が出産する場合に、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するために、5日の範囲で取得可能な育児参加のための休暇についても、取得可能な期間が、現行の出生予定日の6週間前の日から出生の日以後8週間を経過するまでの期間から、改正後は、出生の日後1年を経過する日まで拡大されることとなります。

これらのように取得要件が緩和されますので、各職場においても育児休業等を取得しやすい環境づくりを行い、また、積極的に取得を促していくことで、育児に参加する男性職員の仕事と家庭生活の両立を後押ししていきたいと考えております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○源委員

参考までに教えてください。現在の西予市の特に去年のデータを覚えてないんですけど、2年前から愛媛県の男性の育児、愛媛県職員の育児取得率が最低だったというのが何か記憶にすごく残ってまして、ここ女性の場合はほぼ100%取られてると思いますが、西予市において、男性職員、どの程度今育児休暇をとられているのか、分かりましたら答弁願います。

○兵頭総務課長

率では出してないんですが、人数でお答えさせていただきます。

まず育児休業は、残念ながら男性、令和3年度、令和4年度今8月末現時点で、正職員、会計年度任用職員とも1人も取得しておりませんが、今年10月から男性職員1名が育児休業を、正職員です取得する予定となっております。

それから先ほど言いました産後パパ育休についても令和3年度、令和4年度ともゼロでございます。もう一つ、育児参加のための休暇、5日の範囲でとれる休暇ですが、こちらにつきましては、男性職員、正職員ですが、令和3年度が8人、令和4年度が現時点で4人取得しております。

以上、回答とさせていただきます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第93号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時14分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前9時14分）

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」総務課所管分についてを議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」総務課所管分について御説明をいたします。

まず初めに歳出予算から説明させていただきます。

予算書 14 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 5 億 4524 万 8000 円を 224 万 5000 円増額し 5 億 4749 万 3000 円とするものです。

今回の補正ですが、まず、会計年度任用職員管理事業においては、会計年度任用職員の雇用保険料率が 10 月 1 日から 1000 分の 4 引上げられることから、これに伴い不足する保険料 96 万 1000 円を補正予算で計上するものです。

次に、会計年度任用職員給与費（総務課庶務事業）につきましては、三瓶支所総務課勤務の女性職員が、11 月から産前休暇に入る予定であることから、産休代替の会計年度任用職員を 3 月末まで雇用するもので、必要な経費として 128 万 4000 円を補正予算で計上するものです。

続きまして、歳入予算を説明します。

予算書 13 ページをお開きください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入を 81 万 4000 円増額するものです。

今回の補正は、先ほど説明しました会計年度任用職員管理事業において、雇用保険料率が引上げられることに伴い、労働者が負担する増額分について補正計上しています。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

ないようですので、それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 18 分）

【選挙管理委員会】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 19 分）

議案第 92 号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

兵頭選挙管理委員会書記長の説明を求めます。

○兵頭選挙管理委員会書記長

議案第 92 号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

本条例は、西予市議会議員及び西予市長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を定めたものであります。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に伴い、昨今の物価の変動等を踏まえた選挙公営に要する経費の単価改正が行われたことから、これに準じ、選挙運動用自動車の借入れ契約につきましては、日額 1 万 5800 円を 1 万 6100 円に、燃料供給契約につきましては、日額 7,560 円を 7,700 円に、選挙運動用ポスターの作成につきましては、1 枚当たりの印刷費 525 円 6 銭を 541 円 31 銭に、また、作成に当たっての企画費につきましては 31 万 500 円を 31 万 6250 円、選挙運動用ビラの作成につきましては、1 枚当たり 7 円 51 銭を 7 円 73 銭に見直しを行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭書記長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。

議案第 92 号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 21 分）

【税務課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 23 分）

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」税務課所管分を議題といたします。

宮中課長の説明を求めます。

○宮中税務課長

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、税務課所管分について御説明をさせていただきます。

予算書 15 ページをお開き願います。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費 1 億 5406 万 7000 円を 149 万 2000 円増額し 1 億 5555 万 9000 円とするものでございます。

今回の補正でございますが、税務課職員が産前産後及び育児休暇を取得することに伴い、その代替として雇用する会計年度任用職員の経費を増額するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」税務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 25 分）

【財政課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 26 分）

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、財政課所管分を議題といたします。

安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

それでは、審査していただきます議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、財政課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

予算書の 11 ページをお開き願います。

10 款 1 項 1 目地方交付税でございますが、令和 4 年度の普通交付税の算定結果に基づきまして、当初予算との差額 2 億 2173 万 8000 円を減額するものであります。

減額の主な要因といたしましては、当初予算では、令和 3 年度の当初算定額を基準として公債費算入の増加分等を見込んでおりましたが、国の地方財政計画における一般財源総額が伸びない中、同計画の地方税が増加したことを反映しまして、算定に用いる基準財政需要額が減少したこと等が挙げられます。

補正後の普通交付税交付額は 111 億 7826 万 2000 円で、前年度と比較しまして 1 億 6235 万 2000 円の減となります。

続きまして、予算書 13 ページをお開き願います。

今ほどの普通交付税と関連いたしますので、先に臨時財政対策債について御説明いたします。
21 款 1 項 8 目臨時財政対策債 4692 万 8000 円の減額でございますが、今年度の普通交付税の決定に合わせまして、臨時財政対策債の発行可能額が決定されたことに伴い減額するものでございます。
今年度の決定額は 1 億 5507 万 2000 円となりまして、前年度と比較して 4 億 2271 万 8000 円の減と

なりました。当初予算では、総務省が公表します令和4年度地方財政計画の増減率等をもとに、前年度決定額に対して65%の減を見込んで計上しておりましたが、今回、当初予算計上額との差額を減額いたすものであります。

臨時財政対策債は、本来は普通交付税として措置されるものでありますが、地方交付税の原資が不足することから、その財源不足を補うため、普通交付税の振替分として配分されるものであります。財政力が高い自治体ほど多く配分されますので、財政力の低い本市の場合は、総務省が公表した減少率よりも低い配分となっております。結果、先ほど御説明いたしましたとおり、普通交付税額は2億2173万8000円の減、臨時財政対策債が4692万8000円の減、これらを合わせた実質的な交付税額の補正は2億6866万6000円の減額となります。

続きまして、同じく予算書13ページでございます。

19款1項1目繰越金12億3369万7000円の増額でございますが、令和3年度の決算が確定いたしましたして、歳入歳出差引額が18億5029万円でありました。このうち、令和4年度への繰越財源3億1339万3000円を除きますと、繰越金が15億3689万7000円となります。当初予算では、繰越金予算計上額3億320万円ありまして、それを差引き、追加予算としまして12億3369万7000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

予算書の14ページをお開き願います。

2款1項3目財政課庶務事業145万4000円でございますが、認定こども園しろかわ保育所に統合移転した土居保育所、魚成保育所の廃止に伴います平成22年度の空調設備設置に係る国庫補助金の返還金額確定によるものでございます。

続きまして、予算書22ページをお開き願います。

13款2項1目財政調整基金事業7億8446万1000円でございますが、先ほど御説明いたしました令和3年度決算が確定しまして、歳入歳出差引額から令和4年度へ繰り越す財源を除いた繰越金15億3689万7000円となりましたので、地方財政法第7条第1項の剰余金のうち、2分の1を下らない金額を積立てなければならないとの規定

に基づきまして、財政調整基金として積み立てるものでございます。

これによりまして、補正後の財政調整基金残高は、予算ベースで22億9876万8000円となる見込みでございます。

続きまして、13款2項1目減債基金事業1億円でございますが、今年度の市債の償還財源を確保するため、令和3年度の剰余金を活用して積立てを行うものであります。

これによりまして、補正後の減債基金残高は、予算ベースで10億7424万8000円となる見込みでございます。

続きまして、13款2項1目公共施設整備基金事業1億円でございますが、現在策定中の公共施設個別計画に基づく施設の長寿化等の財源を確保するため、令和3年度の剰余金を活用して積立てを行うものでございます。

これによりまして、補正後の公共施設整備基金残高は、予算ベースで13億1390万3000円となる見込みでございます。

以上、財政課所管分に係ります補正予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）」財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第101号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第5号）」財政課所管分を議題といたします。

安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

それでは、審査いただきます議案第 101 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」のうち、財政課所管分について御説明させていただきます。

財政課所管分につきましては、歳入のみとなります。

予算書の 7 ページをお開き願います。

18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正では、3 款 2 項 1 目児童公園整備事業に係る一般財源対応分といたしまして 20 万円を増額するものであります。

以上、財政課所管分に係る補正予算第 5 号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 101 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 38 分）

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 47 分）

それでは、政策企画部の審査を行います。

審査に先立ちまして、宇都宮政策企画部長より挨拶をお願いいたします。

○宇都宮政策企画部長

宇都宮政策企画部長が挨拶を行う。

○河野委員長

それでは、議案第 90 号「西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について」を議題

といたします。

長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、議案第 90 号「西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について」御説明申し上げます。

本議案は、鉄道及び駅前公共交通機関等の利用者に対する利便性の向上を図るため、西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例を定めるものであります。

平成 29 年 9 月に締結しました特定事業契約に基づき、卯之町はちのじまちづくり整備事業を J R 卯之町駅前エリアから商店街エリア、古い町並みエリアにかけて取り組んでいるところですが、当駅舎は、西予市の玄関口である J R 卯之町駅において、来訪者向けの観光・物産等の情報発信を行うとともに、鉄道利用者等の利用に供する待合スペースやトイレを備えた面積 94.25 平方メートルの施設でございます。

現在、令和 4 年 11 月の供用開始を目指して、P F I 事業により事業を進めているところでございます。

本条例の内容といたしましては、施設の名称、位置、禁止行為と利用の制限等について定めております。なお、管理業務につきましては、駅舎の運営に関する業務の主体は西予市が担いますが、卯之町はちのじまちづくり整備事業に係る特定事業契約に基づいて、株式会社西予まちづくりサービスが、これまでの駅舎と同様に 24 時間利用が可能な駅舎として、建物の保守管理、警備、清掃などの維持管理業務を行います。また、駅舎内でのポスター等の掲示やイベントをはじめとする施設の利活用に関する企画等運営業務については、株式会社西予まちづくりサービスと協力連携して実施してまいります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

94.25 平方メートルの駅舎と言われましたけども、まちづくりサービスが建設をしておるんです

か。そうするとこの建設に係る費用負担などについては、駅舎の設置ということの条例を審議しておる中ですけれども、駅舎を設置ということで市が大部分最終的には負担するような形になるのかなと思うんですけれども、このＪＲとか、バス会社とかいろいろあると思うんですけど、駅舎の建設については、最終的な費用負担などについては分かれば教えてもらいたいですけれども。

○長野まちづくり推進課長

この駅舎に関しましては、ＰＦＩ事業契約によって、株式会社西予まちづくりサービスと契約を結んでおりますので、その事業の中で建設していただいておりますので、改めて費用が発することはございません。

○中村委員

そうすると全体の西予まちづくりサービスの駅前エリアの中で、ＰＦＩ事業で取り組んでおることになると思うんですけれども、全体事業費の中に、駅舎の建設費がどれぐらいになっておるのか、あるいは費用負担についてはどうなっておるのかということなんですが。それは出てこないんですか。最終的には駅舎そのものは、市が買い取るというか、期限が来れば、そういうことになると思うんですけども、施設のまちづくりサービスと契約した金額の中にそれは入っておるんですけど、まちづくりサービスは、そのお金で建設はしますけれども、最終的には、結局市の施設になると思うんですよ、期限が来れば。そこで、市が買い取るというか、建設段階から補助していくというか、何らかの形で市が財政支援をしないことにはできないわけですけども、その辺はこの駅舎についてはどういようなことになるんですか。

○宇都宮政策企画部長

ただいまの御質問ですけど、平成 29 年 9 月 8 日に仮契約して 20 日に議決いただいております。

先ほど課長が申し上げましたように卯之町はちのじまちづくり整備事業に係る特定事業契約、この中で、はちのじ事業全体の契約を網羅して、この 19 億 6893 万円で契約しとります。この中に施設の整備業務も入っておりますし、今後含みます維持管理業務、運営業務を全て含んだ金額がこの 19 億 6893 万円で今契約しております。実際、今回その駅舎の建設につきましては、支出のほうは、

まちづくり推進課で官民連携施設の整備等委託料として予算を組んで支出をしております。これについては当然施設整備に旧合併特例債を充当して、市としても費用負担をするような形で起債を充ててうちが負担しております。これにつきまして、一応契約額は約 5000 万円で今業者のほうに契約をして進めております。実際今度全ての事業が今年 11 月には終了しますので、多分その段階で、全ての施設整備が終わった段階で、多分最終的に精算が始まるかと思います。その段階、今は多分 19 億 6893 万円という数字が若干増えようかと思っております。

それに基づいては、また再度予算を支出して、市がまた、まちづくりサービスへ委託料として、年度で割って支出をしていくような形になるかかと思えます。以上です。

○中村委員

費用負担については、当初の契約の 19 億 6000 万円の中でまちづくりサービスがやっておるということで、後追的にそれぞれ議会の議決を経て支出をしていくということになるということですが、駅舎が立地するところについては、これはＪＲの用地なのか市有地なのか、その土地そのものは、どこの所有権があるところに建つんですか。

○長野まちづくり推進課長

駅舎が建つ土地についてですが、一部が西予市、一部がＪＲ四国の所有となります。ＪＲ四国の所有地につきましては、市とＪＲ四国の間で、無償での賃貸借契約の準備を進めているところでございます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

分かっているようだったらお答えをしていただきたらと思うんですが、この条例のところなんですが、利便性の向上で設置及び管理の条例をつくられているんですが、今、そのＪＲを使われてる、１日どのくらいの方が利用されてるかというのは御存じですか。

○長野まちづくり推進課長

2020 年度で、約 1 日平均 244 人となっております。以上です。

○佐藤委員

1日244人ということでした。

それで、ここの使われてるのが244人だとして、建物の保守管理というのはまちづくりサービスさんがなされるということで今説明があったんですが、その具体的にまちづくりサービスさんがどのように保守管理をなされるかというふうなところ、具体的などころまではまだ決まってないということです。

○長野まちづくり推進課長

日常的な点検等、それから警備、そして、主には清掃になろうかと思っております。以上です。

○佐藤委員

私もJR使って松山とか通勤で使ってたんです。そのときあたりには、冬場というのは、大火鉢とかってこう出されて、結構待ち時間等が、宇和つてのは非常に寒いので、そういうふうなのがどういふか心がほっとするような時間をそこで待ってるときあたりに感じたんですが、そういった大火鉢的なものとかというのは、今後はもうなされないとかというふうな形なんではないでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

これまで設置されていまして大火鉢につきましては、新しい駅舎では、常時そこに従事する職員がいらないということから、設置は難しいということになっております。ただ、これまでの歴史もございますので、火鉢を活用したイベント等何かできればと考えておるところでございます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第90号「西予市卯之町駅舎の設置及び管理に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時2分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前10時3分）

議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正

予算（第4号）」のうち、まちづくり推進課所管分を議題といたします。

長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のまちづくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明させていただきますが、歳出予算から御説明させていただきます。

補正予算書の15ページ中段を御覧ください。

2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費、補正額367万5000円の増額補正でございます。

事業概要欄の事業ごとに御説明させていただきます。

初めに、移住交流促進事業の113万3000円の増額補正でございますが、平成30年度に、城川町の野井川地区に整備いたしました移住定住促進空き家改修住宅において、大規模なシロアリ被害が確認されたため、改修工事費用を予算計上するものです。本住宅の整備に当たっては、国庫補助事業を活用しているため10年以上の利活用が必要となっております。現在、地域おこし協力隊として移住していただいた方が、卒業後も定住し居住されていますので早急な改修が必要となりました。場所につきましては、提出しております資料を御覧いただきたいと思います。

続いて、地域づくり活動センター推進事業254万2000円の増額補正でございます。令和5年度から設置する予定の地域づくり活動センターの準備として、各センターに掲げる表札用の看板を製作するため、看板製作と委託料を計上するものでございます。

事前に提出しております参考資料を御覧ください。

現在の各公民館の看板を撤去し、取り外した看板の大きさに応じて、新たにステンレス銘板の看板を設置する予定です。

なお、参考資料の2ページにあります多田多目的集会施設ほか6施設は、西予市農村改善センタ一条例において農村改善センターとして設置されており、また、西予市公民館条例においても公民館として設置をされています。施設の運用につい

ては、公民館としての運用でありますので、今回の地域づくり活動センター移行に合わせて、財産処分等について関係機関と協議を進めてまいりましたが、施設建設時の補助金交付要綱上の耐用年数により財産処分等ができないため、既存の看板をそのまま使用し、公民館と明記された看板だけを撤去し、新たに地域づくり活動センターの看板を設置する予定です。

以上、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のまちづくり推進課所管分についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」まちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 8 分）

【政策推進課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 10 分）

議案第 89 号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第 89 号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」御説明申し上げます。

本市では、テレビの難視聴解消とネット通信の高速化を目的といたしまして、平成 20 年度から 22 年度にかけて、市内全域にCATVが利用で

きる環境整備を行っており、令和 4 年 8 月末現在、市内全体の加入率は、テレビで 58.54%、インターネットで 42.26%となっております。

CATV設備の耐用年数につきましては、通信業務用設備が 9 年、放送業務用が 6 年となっておりますが、本市のCATV設備は、平成 20 年度の整備から 10 年以上が経過している状況となっております。そのため、設備機器の故障等のリスクを低減し、安定したCATVサービスを提供する必要がありますことから、お手元の資料に記載しております通り、令和元年度に明浜サブセンター、令和 2 年度から 3 年度にかけて宇和センター、令和 3 年度から 4 年度にかけて野村サブセンターの整備更新を完了し、老朽化した設備の更新を計画的に進めているところでございます。

今回の城川サブセンター整備工事につきましては、城川支所内に設置している放送通信機器類を整備更新するもので、去る 8 月 9 日の電子入札による事前審査型一般競争入札により、三徳電機株式会社 代表取締役社長木下裕介氏と工事請負金額 1 億 7143 万 5000 円で、8 月 10 日に工事請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものであります。

今回の工事財源につきましては過疎債を充当することとし、令和 4 年度から 2 カ年の継続費を設定しております。

また、今回の整備工事に必要となる放送通信系の機器類の調達に関しましては、現在世界的な半導体不足の影響が懸念されていることから、通常 of 工期より 2 カ月多く見込んだ 8 カ月としております。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○河野委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

宇都宮部長にお尋ねしたいんですが、今年の 3 月議会で、私これと類似した形でのCATVの施設整備に係る質疑をさせていただきました。その中では、西予CATVについて、非常に営業収益も上がっておるし、また、当然利益、剰余金もたくさん出ていると、年々積み増されておるわけで

す。先般、西予市の出資法人についての経営状況についての報告があった中でも、令和3年度では、営業収益が西予CATV4億5900万円、そして利益剰余金が3億500万円とかなり大きな金額が出ております。そういう中で、3月議会で西予CATVも応分の負担をすべきでないかということを質疑しましたところ、当時の下澤政策企画部長からは、「使用料としていただく方向で協議を進めているところでございます」とか、また、「何らかの形で還元をいただくよう協議したいと考えております」ということで、費用負担はこの答弁からはされてないということが読み取れるわけですが、その辺のことについて現在どうなっておるのか、まずお尋ねいたします。

○宇都宮政策企画部長

ただいまの中村委員の御質問についてお答えいたします。

まずこのCATV整備事業なんですけど、施設整備の更新になりますんで、この経費に対しては、現時点では国の財政支援がございませんので一般財源での対応となっております。

西予市におきましては、過疎地域の持続的発展計画の中で、電気通信施設の情報化のための施設整備として計画に位置づけし承認を受けて、過疎対策事業債を財源として現在整備を進めております。

委員の皆様御承知のとおり、過疎対策事業債は、将来的に元利償還に対しては地方財政措置がございします。約70%が交付税措置されます。残り30%は一般財源ということになりますので、将来的に財政運営を強く圧迫することが予測されますので、市といたしましても施設の整備を使用されます会社から市の一般財源相当分に対して幾分か負担をいただくということで協議を進めてまいっております。

先ほど説明いたしましたとおり過疎対策事業債を財源といたしますので、会社からの使用料負担は原則特定財源として控除する必要がございします。そのため県も慎重に協議を進めてまいりました。そういった協議の結果、総務省が示します地方公共団体が整備・保存します光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続というものがございします。これにのっとり、今現在は、機器の賃貸借契約を締結して、貸付料として費用負担

をしていただいております。現状そうなっております。以上です。

○中村委員

それでは2点目に、西予市の職員のCATVへの加入促進の働きかけについて、下澤部長に当時質問しましたところ、「市の出資するCATV事業については加入が促進されるよう可能な範囲で啓発等について協力してまいりたいと考えております」という答弁でございましたんですけども、やはり西予市で、マイナンバーカードなんかにつきましても、取得促進を職員に対して働きかけ、そして市民に対しても働きかけた中で、非常に目覚ましい取得状況に現在なっているんじゃないかと思います。これを同列に扱うわけにはいかないと思いますけれども、90%も出資しておる西予CATVでありますので、職員のCATVに加入促進について、下澤部長のときの答弁よりはもうちょっと前向きの答弁がいただけるかどうか重ねてお尋ねいたします。

○宇都宮政策企画部長

職員への加入促進という質問だったかと思えます。

委員の皆様御承知のとおり、実際西予CATVのテレビ放送というのは、自主放送チャンネルにおいて、こういった市議会とか行政情報番組のほか、西予市内で行うイベントとか天気情報、また、災害時の避難所の開設状況など様々な番組を実際放送されております。当然市の職員としてそういった情報は見るべきだと思っております。実際その市の職員の加入割合について調査はいたしておりません。今回4月以降におきましては、市の職員の加入が促進されるよう課長会において西予CATVの株式会社が作成されていますパンフレットなどを共有して加入促進の啓発を行っております。以上答弁といたします。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第89号「CATV整備事業 城川サブセンター整備工事請負契約について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 20 分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 21 分）

議案第 100 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第 100 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」御説明申し上げます。

9 月 8 日の追加の議案書を御覧ください。

国においては、過疎地域への対策として、昭和 45 年度に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、5 次にわたる時限立法措置により、今日まで、産業の基盤整備、生活環境整備等をはじめ、医療・介護・福祉の確保、文化・教育の振興など過疎地域の自立に向けた総合的な施策が講じられ、地域社会の活性化が図られてまいりました。

本市におきましても、法に基づき、令和 3 年度に過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、過疎対策事業債をはじめとする過疎対策の持続的発展のための財政上の特別措置を活用しているところでございます。

議案書 2 ページを確認いただいたらと思います。

今回、西予市衛生センター西側に整備いたします児童公園整備事業を追加させていただきました。

人口減少、少子高齢化が進む中、西予市では子育てするなら西予を目指し、子育て応援券の交付や中学校卒業までの医療費自己負担の無償化、認定こども園の整備などハード・ソフト両面において幅広く切れ目のない子育て支援の推進に努めております。

予定しております児童公園は、西予市産材を使用した木製遊具を設置し、木のぬくもりに触れ、親子や年齢の異なる子どもたちと交流を持つことで、未来を担う子どもたちの成長とその親を支援する環境づくりを行うこととしております。

また、人口減少対策の一環として、近隣市町をはじめ県内外へ西予市の魅力を PR し、西予市への移住・定住を促すこととしております。

整備に係る事業費ですが、総事業費は 1 億

9870 万円、財源内訳は、ふるさと応援基金 1850 万円、西予市森林環境譲与税基金 5000 万円、過疎対策事業債 1 億 3000 万円、一般財源 20 万円としており、第 3 回定例会において補正予算を追加提案の上、令和 5 年度までの継続事業として整備を予定しており、令和 5 年 7 月の完成を目指しております。

児童公園整備に伴う本計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○河野委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

この児童公園の計画されておる 3,300 平米という敷地は、平成 27 年 1 月 14 日に西予市長名で、西予市衛生センター 2 万 1800 平米として都市計画決定されており、その後事業認可をとってみずすましという通称で施設整備ができておるわけですよ。ですから、そしてその後、会計検査があって、取得しておる用地が広過ぎるというかどうかという理由か私も分かりませんが、面積が広過ぎるんじゃないかという指摘もあって、一部用地取得関連の国費を国へ返したという経緯があるわけですし、建設課で都市計画決定しておる衛生センターの関係図書を閲覧しましたところ、計画決定そのものは、その後補助金を返還しても縮小するというような変更手続はとられてないわけです。そういう、私は変更手続本当はとって、そして衛生センター区域から除外した上でこの児童公園をつくるというのであれば、計画性の整合性としてはより適合するんじゃないかと思うわけですが、いろいろな諸般の事情から、多分時間的な制約とかいろいろあって、計画決定区域から外すというのはなかなか難しいというか、なかなか面積を減少するという点についてはいろいろ抵抗もありますので、そういうことかなと思うんですけれども、計画決定を変更しないまま衛生センターとした区域の中にこういう児童福祉施設を 2 億円もかけてつくるということについては、土

地利用計画上やや難点があるような気も感ぜないんですけども、そういうところはどのように考えて計画をされたわけでしょうか。

○原井川政策推進課長

都市計画等の関係については、さっき中村委員が言われたとおり、建設課が所管ですので、建設課がきちんとその考え方に基づいて法に基づいて対応してるとは思いますが、こちらで確認したところなんですけども、西予市衛生センターは都市計画の都市計画施設としてみずすまし公園も含んだ現在も都市計画配置エリアとして設定されていると、中村委員が言われたとおりですけども、都市施設配置エリア内における遊具とか東屋、トイレを設置した公園整備については、県のほうにも確認して、都市計画上特に制限はないと問題もないというようなことで回答を得ているということで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○中村委員

都市計画制限上は問題ないというのは、これ都市計画制限というのはやはり計画決定しておるのが西予市です。今回やろうというのも西予市です、児童公園も。通常都市計画制限というのは、行政というのは性善説に立って、一応必要最低限のルールを十分吟味した上で、どうしてもその必要性があればそういうこともありうるんかもしれませんが、一般論から言うと、役所じゃない民間活動を規制することによって事業の目的を遂行しやすくする、これは金銭面もありますし、事業を執行する上での時間的な制約もかかるわけですので、そういうことを節約するために都市計画制限というのを設けておるんで、そういう中で、都市計画制限にかかるとかかからないとかいう論点以前に、計画決定権者が西予市であるにもかかわらず、その上にまたそういう別の施設を、2億円も入れて、森林環境税を使って、主に実施するところ、一つの土地利用の中で、非常に齟齬があるんじゃないかなと、いわゆる耐用年数もありますけれども、2億円かけて、20年の耐用年数があつたとしても、毎年1000万円、そしてまた管理運営費も毎年かかるわけです。そういう、私自身は適地だとは思いますが、行政執行上ですね、ルールを若干そういう逸脱しとるところがあるんじゃないかなと思うわけです。その

辺、これから直接は建設課じゃと言われますから、ちょっと原井川課長に聞くのは無理があるのかなという気はするわけですけども、やっぱり行政の一貫性として、一方では衛生センターをやりますよということで土地利用を表明しておりながら、県に聞いて県がかまんと言うからやってもいいんだということで、主たる目的とは違うものを、そこへまた同じ敷地の中へ、大金を投じて建設するというのはいかなるものかなということを言いたいわけです。何か直接の所管ではなかったも何か考えがあるようであれば御答弁願ったらと思うんですが、

○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時31分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前10時36分）

○宇都宮政策企画部長

ただいまの中村委員の御質問についてお答えします。

今回は児童公園の整備ということで大型事業になります。こういった市の市政運営の基本的な方針及び重要な施策につきましては、昨年行政経営戦略会議を設置いたしました。その中でも今回大きな事業ですので、行政経営戦略の中で付議案件として理事者も入って部長も入って協議を重ねてまいりました。その中で中村委員がおっしゃったような様々な問題もありました。新しい今回は市の最高意思決定機関としてこの事業をやるということで検討させていただきまして予算を計上したような経緯になっております。以上です。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤副委員長

以前、議員が公園についての一般質問があつたと思うんですけども、そのときに市長が、西予市の一つの公園と、今後自治センター化に伴って、各自治センターのある地域に1個ずつ公園をつくっていくというのは答弁をされたと思うんですけども、その大きな公園はそのみずすましということで了解しとるんですけども、今後は自治センターがもう少ししたら始まりますけれども、そういう公園の予定も今立てられているのか、その辺をちょっと確認させてください。

○原井川政策推進課長

こちらは、児童公園もそうですけども、今回の、子育て支援課で準備を進めております、まちづくり推進課等と協議をしながら、という中で、27 地区の地域づくり活動センター、現在の公民館がありますけども、現在今の調査では 10 地区程度しか遊具がある公園はないということなので、そのため公園の維持管理をどうするかとか、そういったことは、どうしても地元のほうに御協力をお願いするようなこともありますので、そういったことも考えながら地元と協議をして、設置場所とか、設置をするのかというようなことを協議させていただいて進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○加藤副委員長

今検討していただいているということではあるんですけども、今後は市長が答弁されたように、10 カ所地区あたりしかないと言っても、今後その 27 できるようにになればやっていくというようなことはされるんですか、こういうものをつくっていくということは。

○原井川政策推進課長

先ほどもお答えさせていただいたかどうかですが、地元と確認をさせていただいた上で、遊具のある公園の設置の有無、維持管理も必要となってくるので、そういったあたりも含めて確認をさせていただいた上で、設置をするというような準備になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 100 号「西予市過疎地域持続的発展計画の変更について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 39 分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 40 分）

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」政策推進課所管分を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、政策推進課所管分について御説明させていただきます。

予算書の 6 ページを御覧ください。

債務負担行為として、サーバー統合構築業務委託について説明をさせていただきますが、期間は令和 5 年度、限度額を 1399 万 2000 円と設定させていただいております。

現在、自治体クラウドとして、住民基本台帳、税等の基幹システムにつきましては、令和 6 年度からクラウド化することで進めておりますが、基幹システム以外の認証セキュリティ、共有ファイル、土木積算などの各システムは本庁舎内のサーバーで運用を行っております。基幹システム以外のシステムについては、近年急速にシステム化が進んだため導入時期が異なっており、運用もそれぞれ異なっておりましたが、今回保守期間を調整し、更新時期をそろえることで、サーバーの統合化により、現在 12 台の物理サーバーで運用していたサーバーを 7 台程度減らし 5 台程度での運用を計画しております。

統合完了のスケジュールですが、現在、主で運用しております Windows サーバー 2012 のサポート期限が令和 5 年、来年の 10 月であり、サポート終了までの更新を計画しておりますが、世界的な半導体不足の影響により、機器類の納品に日数を要することにより、本年度から取りかからなければ、サポート終了までに統合が間に合わないことが想定されるため、債務負担行為を設定するものです。

なお、令和 5 年度の設定額につきましては、機器類構築費を構築後の 5 年間のリースの予定としておりまして、令和 5 年度のリース料の支払いに係る分としております。以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。
お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、政策企画課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時43分）

【消防本部】

【消防総務課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 48 分）

それでは、消防本部の審査を行います。

審査に先立ちまして、酒井消防長に挨拶をお願いします。

○酒井消防本部消防長

酒井消防長が挨拶を行う。

○河野委員長

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」消防総務課所管分についてを議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮消防総務課長

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」消防本部所管分について説明させていただきます。

今回の補正は、消防団施設整備事業に係る補正を行うものでございます。

それでは予算書の 10 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の分でございますが、9 款消防費、補正前の額は 18 億 7770 万 7000 円でございます。今回補正額の 19 万 2000 円を増額させていただき、合計 18 億 7789 万 9000 円になるものでございます。財源内訳といたしましては、その他の財源を 49 万 4000 円増額し、一般財源が 30 万 2000 円の減額となるものでございます。

今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につきまして御説明をさせていただきます。

予算書の 20 ページをお開き願います。

中段になりますが、9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、補正前の額は 1 億 7317 万円、補正額 19 万 2000 円を増額し、1 億 7336 万 2000 円になるものでございます。補正額の財源内訳につきましては、特定財源として諸収入を 49 万 4000 円計上し、一般財源を 30 万 2000 円減額するものでございます。特定財源は、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成金でございます。事業内容は、消防団管理運営事業であり、消防団活動に使用する耐切創性手袋を購入するものでございます。

以上、令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）消防本部所管分についての説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○河野委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

この議案そのものではないんですけれども、関連で中間段階ですでお尋ねしたいことは、三瓶の第 3 分署のことなんです。平成 16 年の合併以来、八幡浜地区の消防事務組合に三瓶地区が入ってずっと現在に至っておるわけなんですけれども、結構長い期間たったわけなんですけれども、事務組合から離脱というか、脱退に向けて協議を進めておられると思うんですが、この長年にわたる八幡浜の事務組合にいろいろ西予市も負担を重ねておるわけなんですけれども、そういうものの財産分与手続について議会の議決を要するわけなんですけれども、以前聞いたところでは今年の 12 月議会で財産分与についての議案を議会に議決を求める方向になっているように聞いたわけなんですけれども、実際はどのような、その後進捗をたどっているのか、中間段階での経過報告を分かる範囲お願いできたらと思うんですが。

○酒井消防本部消防長

ただいま御質問の八幡浜地区施設事務組合からの脱退についての進捗の現状をお知らせさせていただきます。

今年の4月から脱退に関する協議会が設立されて、協議会というのは副市長レベルの協議会でございます、これは4月に開催されて、協議がスタートしております。その後、消防事業に係る分科会が3回開かれておりまして、現状では人事関係の協議をしております。その後、先ほど御質問ありました財産処分等の協議に入るところで、まず前段は、人事の関係の協議を進めさせていただきまして、現状で消防団士の協議も第1回は開いていただいて前向きに進んでいるところでございます。

御質問のありました財産処分の議会の議決にしましては、今年12月ということと言われつつありますが、現状では最終年の6年の12月議会を目標に協議を進めていきたいなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○中村委員

先般、新聞に消防団の経営経費について、いろいろ消防団の内部での不正が発覚したというような記事があったと思いますけれども、西予市においてもそういう事案があるのかないのか調査などはされたのかどうか。内部のことですのでなかなか、一旦お金を市から出動手当とかいろいろな手当として一括して出されておるところについて、手が離れておるといえば手が離れておるわけですが、ああいうような不祥事が出たことに対して、何かそういうことが起こらないような手では考えておられるのかどうか、その辺も含めてお尋ねいたします。

○宇都宮消防総務課長

今御指摘がありました、お金の管理のことについてですけれども、現在運営費につきましては、各方面隊にお任せするようにしております。ああいう事件がありまして後、内々では検討しておるんですけれども、まだ具体的な調査をしておりません。しかし、そういったことから、今後監査ぐらいはしていかなきゃいけないかなというような考えは持っておりますので、また検討しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、消防総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員であります。当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時59分）

【教育部】

【教育総務課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前11時7分）

これより教育部の審査を行います。

審査に先立ちまして、宇都宮部長より挨拶をお願いします。

○宇都宮教育部長

宇都宮教育部長が挨拶を行う。

○河野委員長

それでは、議案第94号「令和4年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育総務課分を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎教育総務課長

それでは、審査していただきます「令和4年度一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育総務課所管分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。20ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費でございます。小学校施設整備事業の宇和町小学校トイレ洋式化工事につきまして、学校施設環境改善交付金の決定に伴う財源組替えを行うものです。国庫支出金の学校施設環境改善交付金の交付決定額が12万4000円の増となったことにより、教育債を10万円、一般財源2万4000円の減額とするものです。

これに関して、歳入の御説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

歳出で御説明しました宇和町小学校トイレ洋式化工事に関わるものとして、14款国庫支出金、

2 項国庫補助金、7 目教育費国庫補助金、1 節小学校費国庫補助金 12 万 4000 円の増額、国庫補助金額の増額に伴いまして、13 ページをお開きください。21 款市債、1 項市債、7 目教育債、1 節小学校債が 10 万円を減額補正することとしております。

以上、説明とさせていただきます。

御審議のほど、決定していただきますようよろしくお願いいたします。

○河野委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、教育総務課分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 12 分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 12 分）

それでは、議案第 95 号「令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」についてを議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎教育総務課長

それでは、審査していただきます議案第 95 号「令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして御説明申し上げます。

予算書 1 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 511 万 1000 円を増額し、予算総額を 2170 万 3000 円とするものです。

まず、歳入の部から御説明いたします。

6 ページをお開きください。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金 511 万 1000 円を増額補正につきまして

は、決算により繰越金額が確定しましたので、当初予算計上額 649 万 1000 円と決算額との差引き額 511 万 1000 円を計上したものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

予算書 7 ページになります。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目繰出金、27 節繰出金、一般会計繰出事業 511 万 1000 円につきましては、当初奨学資金の貸付原資を一般会計から繰入れしておりましたので決算により確定しました 511 万 1000 円を一般会計に繰り出すものであります。

以上、説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○河野委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 95 号「令和 4 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 15 分）

【生涯学習課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 16 分）

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、生涯学習課所管分を議題といたします。

竹内課長の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、生涯学習課所管分について、予算書に基づいて御説明いたします。

予算書は 21 ページをお開きください。

10 款 5 項 2 目公民館費、12 節の委託料に 59 万

3000 円を計上しております。現在、公民館施設の利用予約申込みの受付方法としまして、令和 2 年度から予約管理システムを導入しております、利用者がシステムに登録をいただいて、本人のスマートフォンや家庭のパソコンから市内の公民館全ての施設予約ができるようになっております。

今回の補正は、令和 5 年 4 月から市内の公民館が地域づくり活動センターへ移行するため、この予約システムについても所要の改修を行うため、その経費を計上するものでございます。

以上で、生涯学習課所管についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、生涯学習課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 19 分）

【スポーツ・文化課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 20 分）

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、スポーツ・文化課所管分を議題といたします。

浅井課長の説明を求めます。

○浅井スポーツ・文化課長

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、スポーツ・文化課所管分について御説明いたします。

なお、今回スポーツ・文化課に係る補正は宇和文化会館の舞台機構設備取替工事の増額の 1

件でございます。

まず歳出について説明いたします。

予算書は 21 ページをお開きください。

10 款教育費、6 項文化振興費、3 目文化施設運営管理費、宇和文化会館管理運営事業の舞台機構設備取替工事費として 1728 万円を計上いたしております。

この補正は、原材料価格の高騰や石油価格の上昇に起因する調達コストの増加のため、工事請負費 1728 万円を増額計上するものです。

続きまして、継続費の変更について、予算書は 5 ページをお開きください。継続費の変更について御説明いたします。

10 款教育費、6 項文化振興費、宇和文化会館管理運営事業です。宇和文化会館の舞台機構設備取替工事は、さきの歳出の説明にもありました原材料価格の高騰をはじめとするコスト増加のための変更するものです。

補正額は 1728 万円で、工事全体に係る資材の発注や加工等、機器製作を令和 4 年度に全て行う予定の増額となることから、令和 4 年度に計上し継続費の変更をさせていただきました。補正後の総額は 1 億 4498 万円でございます。

続きまして、13 ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

21 款市債、1 項市債、7 目教育債、6 節文化振興債として宇和文化会館管理運営事業に 1190 万円を歳入計上しております。これは、さきの歳出説明にありました宇和文化会館の舞台機構設備取替工事の増額 1728 万円に伴い、そのうち 1190 万円を教育債、文化振興債として充当するものでございます。なお、この市債については、当初、過疎債の活用を予定しておりましたが、県からの過疎債の一次配分枠に対し、市全体の過疎債要望額が超過しており調整が必要となったことから、財政課での調整に基づき、今回の増額補正に加え、市債の財源組替を行うものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

浅井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

諸物価の高騰により 1728 万円増額という話ですが、元の請負費が 1 億 3000 万円ぐらいと言われたんですけども、この 1700 万円の内訳として何が一番増額になっておるんですか。どういう設備が高くなったわけですか、その諸物価の高騰で。

○浅井スポーツ・文化課長

これはまず先ほども説明ありましたが、一番は原材料の価格高騰と石油価格の上昇による調達コストのための増額ですが、特に、舞台の葡萄棚と言って真上から見た吊物に関する資材いろんな複雑な材料があるんですが、マシン、滑車、ワイヤーロープ等の全面取替えと修繕と、それから舞台吊物に関するちょっと専門用語ですが、プロセニアムブリッジから始まり、バトン、緞帳、幕類そしてスクリーン等の全ての吊物に関する資材が結構、その資材の高騰によってこれだけ高額になりました。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、スポーツ・文化課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 28 分）

【会計課】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 33 分）

これより会計課の審査を行います。

審査に先立ちまして、三瀬会計管理者より挨拶をお願いいたします。

○三瀬会計管理者

三瀬会計管理者が挨拶を行う。

○河野委員長

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、会計課所管

分の議題といたします。

板倉課長補佐の説明を求めます。

○板倉会計課長補佐

それでは、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の会計課所管部分につきまして御説明を申し上げます。

それではまず、議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」により御説明申し上げます。

予算書の 14 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目会計管理費です。補正前の額 5104 万円、補正額 190 万 6000 円、補正後の金額 5294 万 6000 円となっております。

次に、節区分について御説明いたします。

1 節報酬 134 万 8000 円、会計年度任用職員 1 名分の報酬です。3 節職員手当等 21 万 1000 円、内訳は会計年度任用職員の期末手当でございます。4 節共済費 28 万 2000 円、内訳は会計年度任用職員の職員共済組合負担金及び社会保険料でございます。8 節旅費 6 万 5000 円、内訳は会計年度任用職員の通勤手当でございます。

以上が、会計課所管の歳出予算となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河野委員長

板倉課長補佐の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号「令和 4 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、会計課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 38 分）

【請願】

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 2 分）

これより請願第1号「山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書」についてを議題といたします。

請願内容につきましては、タブレットに配信しておりますので説明は省略いたします。お目通しをお願いいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時3分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後2時8分）

お目通しいただきましたでしょうか。

それでは、これより審査に入ります。

御意見はございませんか。

○加藤副委員長

今ほど区長さんよりお話を聞かせていただきまして、この山田薬師は、西予市の指定文化財にもなっております。また、修理するためには1700万円がかかるということもお聞きいたしました。市が2分の1、あと2分の1は地元負担ということでございますが、いろんなお話を聞きますと、山田地区もほかの地区と同様過疎化が進んで高齢化も進んでおりますので、なかなか半分の予算を出すのは難しいと思いますので、また来年度何かしら予算措置ができるように採択したらいいんじゃないかと思います。

○佐藤委員

ちょっと確認ではあるんですが、この請願書の中で、一番最後のほうに、西山田地区単独の力ではどうしようもないとかというふうな形のもので、来年度の予算措置について格別の御配慮をお願いいたしますというふうなことを文言があるんです。これは、今言われておりました市の文化財というのは、2分の1補助というのがもう上限なんですよ。それ以上の配慮をして欲しいということなのかというのはちょっと私が気になるころではあります。

○中村委員

この意味は私も紹介議員の1人ですし、この格別のというところの辺は区長さんが書かれたことで、上のほうは私がつくった文章なんですけれども、下の3行、4行は区長さんが書かれたわけなんですけれども、聞くところでは、山田薬師の役員さんも今日来られておりましたし、区長さんも来られておりましたが、両方から聞き取りしたところではもう2分の1で制度上もう決まっておるので、

それ以上の要望という意味じゃなくて、そこまでの2分の1までの限度いっぱい補助をお願いしますということです。今回は、ただその別途それはもう決まっとることですから2分の1以上求めてもできないということを理解されておりました上で、ほかにも何かメニューがあれば、官民間問わずいい知恵をお借りして来年度の事業化に向けて、今から取り組んで、そういう補助がより多くいただけるような別途のメニューがあればそういうことにもしっかりと取り組んでいただきたいという趣旨でございます。格別というのはそういう2分の1以外のところでもしっかりと目配り気配りしていただいて、そういうメニューがあればぜひそういう方向で、早くから取り組んで探していただきたいということなんです。

○佐藤委員

今の説明で分かりました。

要は市の文化財の指定の部分については、私は思ってるのは、文化財の範囲内で、2分の1範囲内というのは、これはもう私も出してあげるべきじゃ、これだけの文化財の指定にもなってるんだったら見せていただいて、非常に本当守らないかなというふうな形のもの私もしっかりと感じたところなので、その分の範囲内というふうな形の、あと、それ以外のものというのは、私は地元の方あたりもどんどん動いていただいて、できるような形をとっていただくっていうのが、今、現状として、このぐらいですよという見積りが出てると、どうしようかなというのを試行錯誤されてるところだろうと思うんです。だからそこら辺りを具体的にこうしたいなとかっていうのが、しっかりとできたらいいのかなというふうに感じました。

○中村委員

補足説明をさせていただきますと、2分の1は地元負担ということは十分今日の説明していただいた方々も理解されておまして、残りの2分の1については、あそこに今ありました石碑が3本立っておりましたように、100年ごとにこの大祭をやって、寄附もそのたびに集めておりますので、1100年祭、1200年祭、1300年祭この間、5年ぐらい前にやったんですけれども、そういうように、四国88ヶ所の弘法大師が開いたというのが、1200年になるそうなんです、それよりも100年

古い、いわゆるこの山田薬師なんですけれども、ぜひともそういうことから保存をしたいというのが地元の気持ちなわけですので、あとはそういうような形で寄附を集めて、やはり寄附という気持ちは皆さん持っておりますし、若干先ほど、車の中で話しましたように、山についてもあるわけですし、山林も保有しておりますので、林業事業体の村上林業さんと話をし、現地の山を見てもらって、そしておおよそその金額も出たことから行動に移されたものと私も理解しておりますので、残りの850万円は何とか調達する目算が立ったんじゃないかと思っております。

○河野委員長

この請願の中には金額出ておりませんので、今日の現地での説明で区長さんから1,700万円とかいう見積りを見せていただきましたけれども、まだあれも動くかもしれませんし、この委員会としては、西予市の文化財の補助要綱というか、それにのっとって、2分の1の補助をこの委員会として採択するかしないかと、この請願内容はそういったことでもいいんじゃないかと思うんですけれども。

○中村委員

そういうことはこの請願の中に書かれておりませんので、この請願を採択するかしないかだけだと思いますので、あとは、もし仮に採択されれば、それを受けた行政側が最終的には判断していただくということになろうと思います。

これまた、仮の話、今日金額が出たものですから、そこでも議論にはなりましたが、この当委員会としては、採択か不採択かしかないと思いますので、継続審査になるような内容じゃございませんので。

○河野委員長

ほかの委員さん、御意見どうでしょうか。

○源委員

この請願書の内容を見るだけだと、先ほど佐藤委員がおっしゃられたとおり、予算措置について格別の御配慮という表現が非常に今、紹介議員である中村委員から内容聞きましてよく分かったんですが、やっぱり文書を聞いただけだと相当誤解が生じるんじゃないかという懸念を持っています。格別というと、要は例外措置を求めるみたいな形に聞こえてしまうのでどうしても。先ほどの市が

もともと持ってる文化財の補助要綱どおりで構わないんだったら、恐らく100%されると思うんですよ。だからその部分は、内容については、あくまで現地できちんと説明も受けたわけですし、例えば予算の額とか具体的な内容は置いとくとしても、できることほかにもあるかもしれないので、行政としてできる限り可能な範囲で協力をするという内容というふうに説明聞いて分かったので、その部分については委員長報告なりできちんと触れられた上で、やるんだったら私採択でいいんじゃないかというふうに思いました。

ただこのまま内容だとちょっと誤解が生じるんじゃないかという懸念は持っています。以上です。

○河野委員長

小玉委員、意見ないでしょうか。

○小玉委員

予算措置を求めるので、2分の1が何とかは行政が決めることやけん、予算措置を求める請願に賛成ということで、そこから先は行政が検討していただいたらいいんじゃないかと思います。

○源委員

これはあんまりにも無責任な発言だと思いますので、もしやるんだったら、予算をお願いするという形で通るとすると本当キリがないですよ。市民の一般の皆さんがこうして欲しいというのが全て議会の請願なり陳情が上がってきた場合にどうにもならなくなると思うので、こういうことについて私は慎重に対処すべきというのが、私の個人的な考えです。以上です。

○小玉委員

これ一応文化財を前提にしておるので、全ての請願をとということではないので文化財に関して。

○中村委員

ここで格別と書いてみたところで、普通は取上げようがないと思うんですよ西予市として。こういうことが書いても書かなくても、もう市の負担割合というのは決まってるわけですから指定文化財として、できるだけその限度額に近づけるような形でという意味ですよ、格別という十分、もし仮に今ここで話が出ておって、2分の1ということがあっても、それが50%なんですけど、それ以上にほしいという意味で書いておるわけじゃない、もう分かったことを条例、そういう決まりというのは公開されとる事例で既にあそこで大岩がある

じゃないですか、あれを固定したのも3年ほど前に固定したわけですけど、そのときもこういうことで2分の1の補助でやってもらったわけですので、それよりもっと欲しいなということは地元の人としては毛頭考えてないわけですけども、金額が金額ですから、できるだけ2分の1に近づけてほしいというのがこの表現の格別ということになっただろうと、私の方はちょっと先ほど言いましたようにわかんないんですけど、多分そうだと、そのあとの話を聞いた中では、残りはもう精いっぱい地元で対応すると。

○源委員

繰り返し申し上げますが、この表現だけだと文化財の補助の内容に全く触れられてないので、それ以上を求めるというふうにどうしても感じます。

だからその部分の内容については、委員会でそういう話があったということを前提に、委員長報告をやっぱり本会議ですべきだと私思いますし、あくまで審査内容です。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時23分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後2時32分）

意見は出尽くしたようですので、これより採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長

それでは、請願第1号「山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

○中村委員

ちょっと待って、その附帯要件を言うてもらわんといけんと思いますよ。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時33分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午後2時34分）

先ほどの意見に出ておりましたけれども、この請願につきましては、西予市の文化財の修理保全の補助要綱に沿った請願であるということを附帯意見としてつけて採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長

それでは、請願第1号「山田薬師の屋根保全修理への補助金予算措置を求める請願書」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により、当委員会としては採択することに決しました。

それでは、本日予定されておりました議案審査が全て終了いたしましたので、これにて、令和4年3月定例会総務常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時36分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

河野 清一